

説明資料  
(国際観光振興機構)

平成19年10月9日  
国土交通省

# 1 . 国際観光振興機構の概要

# 事業概要

## 目的

独立行政法人国際観光振興機構(以下「機構」という。)は、海外における観光宣伝、外国人観光旅客に対する観光案内、その他外国人観光旅客の来訪の促進に必要な業務を効率的に行うことにより、国際観光の振興を図ることを目的とする。

## 沿革

昭和39年 4月 特殊法人国際観光振興会設立。  
平成15年10月 独立行政法人国際観光振興機構へ移行。

## 業務概要

(設立の根拠となる法律:独立行政法人国際観光振興機構法(平成14年法律第181号))

- 外国人観光旅客の来訪促進のための宣伝
- 外国人観光旅客に対する観光案内所の運営
- 通訳案内士試験事務の代行
- 国際観光に関する調査研究
- 国際観光に関する出版物の刊行
- 国際会議等の誘致促進、開催の円滑化等
- その他附帯業務

# 組織・予算

常勤職員数(平成19年4月1日現在) 100名

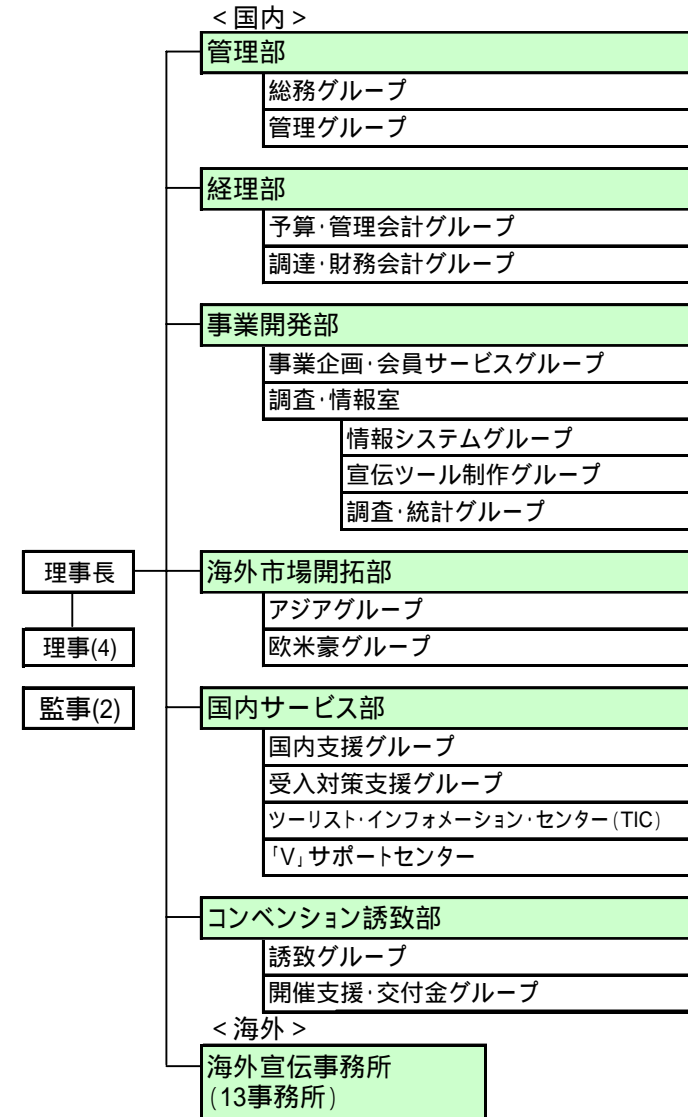
本部	66名
海外事務所	34名

平成19年度予算総額 28.0億円

収入	運営費交付金	21.1億円
	自己収入等	7.0億円

支出	業務経費	12.3億円
	一般管理費	2.8億円
	人件費	13.0億円

## 組織図



# 外部資源の活用状況

## 1. 委託業務の内容

具体的な業務の実施に当たり、独立行政法人国際観光振興機構が自ら行うよりも民間に委ねた方が適切と考えられる部分については、すでに民間に開放されている。

(具体例)

- ・ 海外の展示会等におけるブース出展の際の設計業務や運營業務
- ・ 訪日外客訪問地調査等の調査票の集計業務
- ・ 通訳案内士試験における筆記試験補助員の派遣、受験者データの電算入力及び受験票等の印刷、電子申請システムの構築、稼働

## 2. 委託先の形態

主な委託先は以下のとおり。

- ・ 旅行事業者
- ・ 広告代理店
- ・ 宿泊業者
- ・ 人材派遣業者
- ・ コンピュータソフトウェア開発会社 等

## 3. 委託方法

委託方法は一般競争入札及び随意契約(企画競争を実施した随意契約を含む)

## 4. 契約実績

独立行政法人国際観光機構本部における契約額は約476百万円。

このうち、一般競争入札によるものは約59百万円、随意契約によるものは、約417百万円。

# 諸外国の例

	実施主体	組織の性格
韓国	韓国観光公社	政府関係機関
中国	中国国家旅遊局	政府機構の一部
香港	香港政府観光局	政府機構の一部
タイ	タイ国政府観光庁	政府関係機関
マレーシア	マレーシア政府観光局	政府関係機関
シンガポール	シンガポール政府観光局	政府関係機関
オーストラリア	オーストラリア政府観光局	政府関係機関
ニュージーランド	ニュージーランド政府観光局	政府関係機関
米国	なし	-
カナダ	カナダ観光局	政府関係機関
英国	英国政府観光庁	政府関係機関
ドイツ	ドイツ観光局	政府関係機関
フランス	フランス政府観光局	政府関係機関
イタリア	イタリア政府観光局	政府関係機関
オランダ	オランダ政府観光局	政府関係機関
スイス	スイス政府観光局	政府関係機関
スペイン	スペイン政府観光局	政府機構の一部
オーストリア	オーストラリア政府観光局	政府関係機関

出典: 独立行政法人国際観光振興機構

## 2. 外国人観光旅客の来訪を促進するための広報・宣伝等について

(海外観光宣伝事務所の管理・運営、国際観光に関する情報の収集業務を含む)

# 海外事務所運営業務

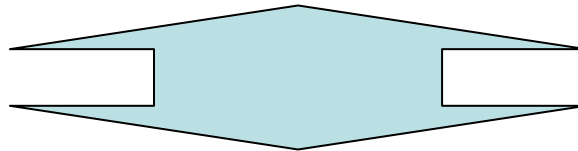
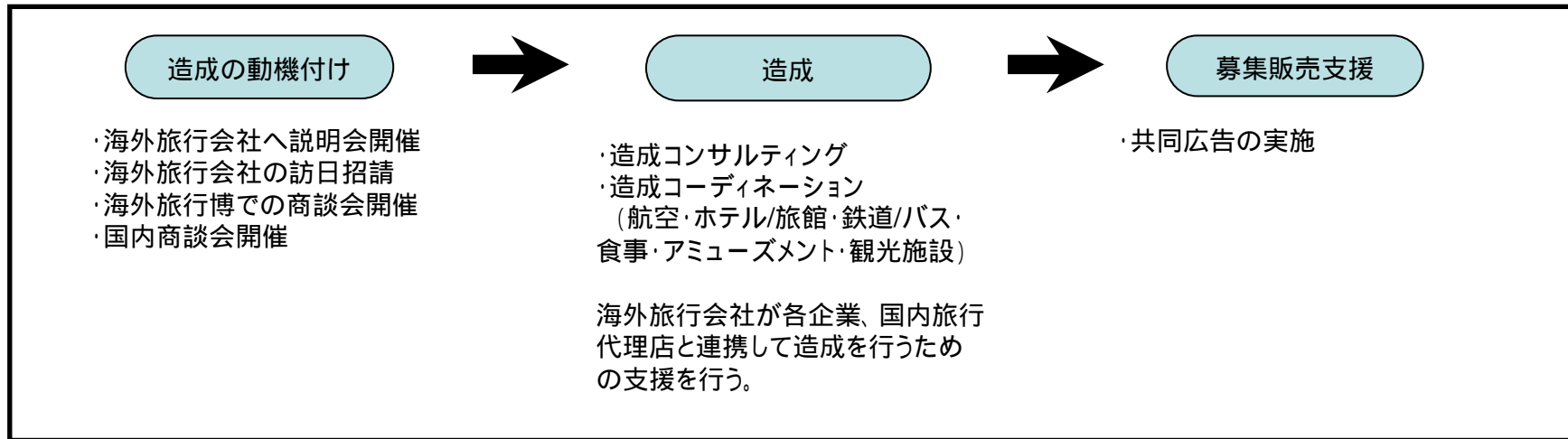
- JNTOは世界の主要な訪日旅行市場に13ヵ所の海外事務所を設けている。
- 海外事務所は現地旅行業者や消費者に向けて日本観光情報の提供を行うとともに、現地市場動向について随時情報収集・分析を行っている。
- また、現地旅行会社と連携し、ツアー造成・販売の支援を行っている。
- さらに、海外事務所からの市場情報が、ビジット・ジャパン・キャンペーン事業の企画・立案の基礎資料となっている。





# 海外市場開拓業務

## 【訪日ツアー造成支援】



## 【旅行目的地としての日本の認知度向上】

WEBサイト等による日本の魅力・観光情報・ツアー情報の提供  
(一般観光旅行者及び海外旅行会社向け)

# 国土交通省の見解

1. (独)国際観光振興機構が行う外国人観光客の来訪の促進に関する業務は、国際的な相互理解の促進等のインバウンド観光振興の持つ意義を踏まえ、日本の観光魅力の公平かつ適切な発信、新規市場の開拓や、自治体、民間企業等の多様な主体と連携した観光宣伝活動など、**利益追求にとらわれることなく実施される必要のある業務**である。

したがって、(独)国際観光振興機構が行う外国人観光客の来訪の促進に関する業務は、公共上の見地から確実に実施されることが必要な業務であり、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるため、独立行政法人が行うことが適当である。

2. また、特定の民間事業者が受託した場合、

(1) 内外の旅行業者のツアーの造成・販売実績や今後の具体的なツアーの造成・販売計画等、**企業戦略にかかわる情報の入手が困難**なこと

(2) **特定の地域や企業、また、収益に偏重した事業展開がなされるおそれ**が大きいことから、

) ニーズごとのきめ細かな市場規模や市場動向に則した市場開拓業務、戦略方針作成が適切に行われない

) 中長期にわたって真の多様な日本の観光魅力の発信が適切に行われない

) 例えば、旅行業者と航空会社の旅行商品造成過程において、中立的なあっせん・仲介機能が行えない

といった具体的な支障が生じる。

3. 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律においては、受託した民間事業者に対する秘密保持義務等の特例が設けられているため、特定の民間事業者が受託した場合であっても、適正な業務遂行が担保されているはずとの指摘がある。

しかしながら、民間事業者からの情報の入手については、特定の民間事業者が受託した場合には、他の民間事業者が、これまで(独)国際観光振興機構に対して行ってきたような情報提供は期待できなくなる。

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の特例は情報の受け手側に対する措置であって、**情報の出し手側の問題は依然として残る**。

4. **諸外国においても、外国人観光客の来訪の促進に関する業務は、国又は政府関係機関が担っているところ**である。

5. 以上のことから、(独)国際観光振興機構が行う業務は、民間開放にはなじまない。

### 3. 通訳案内士の試験運営業務について

# 通訳案内士制度の概要(1)

通訳案内士の制度を定め、その業務の適正な実施を確保することにより、外国人観光旅客に対する接遇の向上を図り、もって国際観光の振興に寄与することを目的とする(通訳案内士法第1条)。

報酬を得て、**通訳案内(外国人に付き添い、外国語を用いて、旅行に関する案内をすること。)**を業として行おうとする者は、**国土交通大臣が行う通訳案内士試験**に合格し、**都道府県知事の登録**を受けなければならない。(第2条、第3条、第18条及び第36条)

**国土交通大臣が通訳案内士試験を実施**  
(独立行政法人国際観光振興機構が試験事務を代行)

## 試験科目(第6条)

<筆記試験>  
外国語  
(英語(s24~)、フランス語(s26~)、スペイン語(s30~)、ドイツ語(s34~)、中国語(s34~)、イタリア語(s35~)、ポルトガル語(s36~)、ロシア語(s37~)、韓国語(s60~)、タイ語(H18~))  
日本地理  
日本歴史  
産業、経済、政治及び文化に関する一般常識

<口述試験>  
筆記試験に合格した者につき、通訳案内の実務について行う。

試験合格

**都道府県知事が登録し登録証を交付**

<欠格事由>  
懲役等の刑の執行を受けてから一定期間を経過しない者等(第4条)

<登録拒否>  
心身の障害により通訳案内士の業務を適正に行うことができない者(第21条)

業務開始

**通訳案内業務の適正な実施を確保**

- ・登録証の提示、携帯の義務(第29条)
  - ・禁止行為(第30条)
  - ・知識及び能力の維持向上の努力義務(第32条)
  - ・戒告、業務停止、業務禁止(第33条)
  - ・報告徴収(第34条)
  - ・通訳案内士の団体の届出(第35条)
- ・無登録で、報酬を得て、通訳案内を業として行った者は50万円以下の罰金(第40条)

# 通訳案内士制度の概要(2)

## 改善に向けた取り組みの状況 ( ~ )

### 通訳案内業法及び外客誘致法の改正

- ・「通訳案内業」の免許制から「通訳案内士」の登録制への変更
- ・都道府県知事が試験を行う「地域限定通訳案内士」制度の創設
- ・「通訳案内士」、「地域限定通訳案内士」業務の適正の確保



### 通訳ガイド試験制度の見直し

- ・有識者の意見を踏まえ以下の見直しを実施

#### 1. 外国語の筆記試験の評価方法を相対評価から絶対評価に変更

【通達発出済(平成18年3月31日)】  
外国語を含む筆記試験の各科目について、科目ごとにあらかじめ合格基準点を設定しておき、当該合格基準点に達したか否かをもって合否を判定する。

#### 2. 前年度受験者に対する試験免除制度の拡充

【省令改正済(平成18年3月15日)】

筆記試験の一部科目について合格基準に達した者  
次回の試験を受ける際に当該科目の受験を免除

#### 3. 他の試験の合格者に対し、筆記試験の一部科目の受験を免除

【...省令改正済(平成18年3月15日)、...告示制定済(3月22日)】

旅行業務取扱管理者試験合格者 「日本地理」の受験を免除  
実用英語技能検定一級合格者 「外国語(英語)」の受験を免除  
歴史能力検定の日本史一級・二級合格者 「日本歴史」の受験を免除

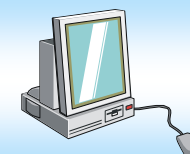
### 外国での試験の実施

- ・平成18年度試験より、当分の間、ソウル市、北京市、香港特別行政区及び台北市において通訳案内士試験の筆記(一次)試験を実施
- ・外国居住者の国内登録手続を整備



### 通訳ガイド市場の活性化

- ・平成18年9月28日より、インターネットを利用した簡易な通訳ガイド検索システムの運用開始
- ・各都道府県において有資格者を一覧できる登録簿の整備



# 通訳案内士制度の概要(2)

## 改善に向けた取り組みの状況 ( ~ )

### 無資格ガイド対策の実施

- ・無資格ガイド行為に対する罰則の強化(3万円 50万円)
- ・「通訳ガイド制度周知強化週間」の実施(周知チラシの配布、実態調査等)
- ・登録証のカードサイズ化と提示義務の強化

### (登録証)

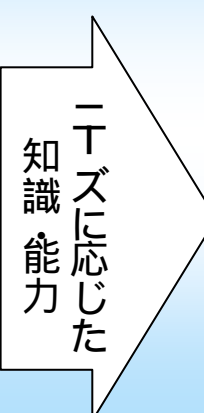
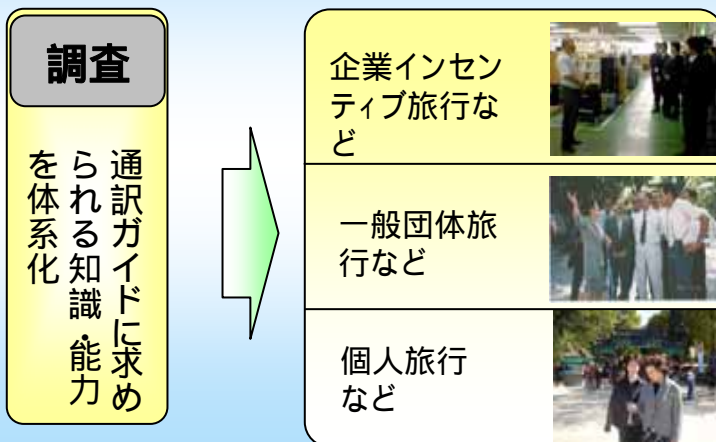
通訳案内士登録証 National Guide Certificate	
合格外国語 Language	写真  押し スタンプ 又は印
氏名 Name	
登録番号 第 号 Cert.No.	
交付年月日 年 月 日 Date of Issue	
都道府県知事 印 Governor of	

### (周知チラシ)

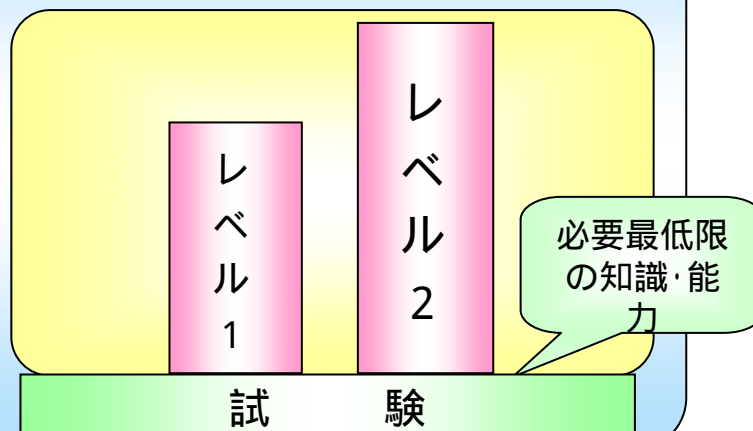


### 通訳ガイドのスキルアッププログラムの構築

#### ・通訳ガイドニーズに対する調査の実施

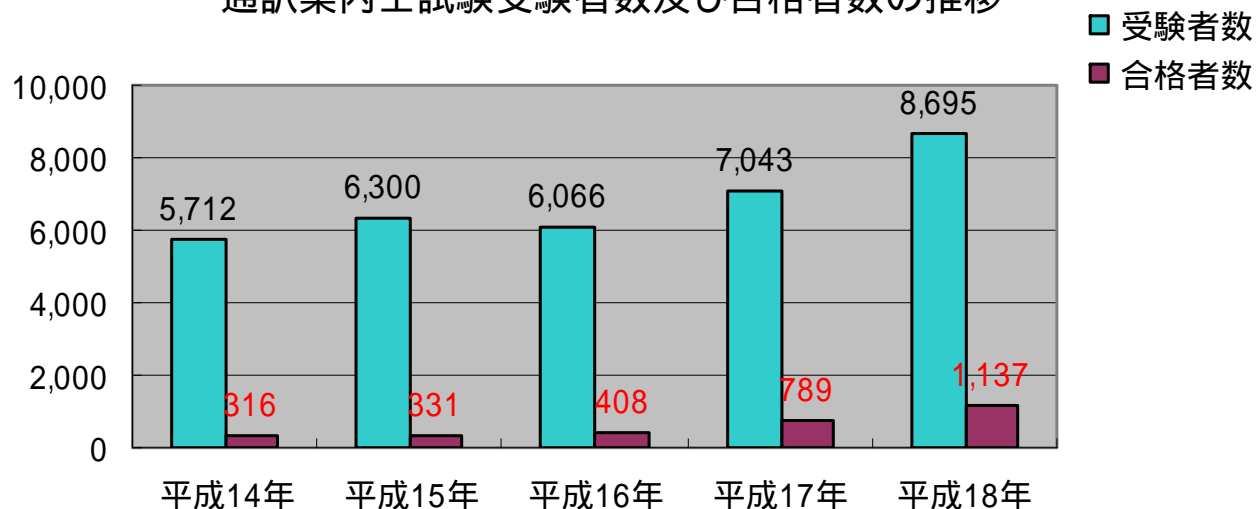


#### ・スキルアッププログラムの策定



## ・通訳案内士制度の概要(3)

通訳案内士試験受験者数及び合格者数の推移



参考(通訳案内士  
登録者総数)

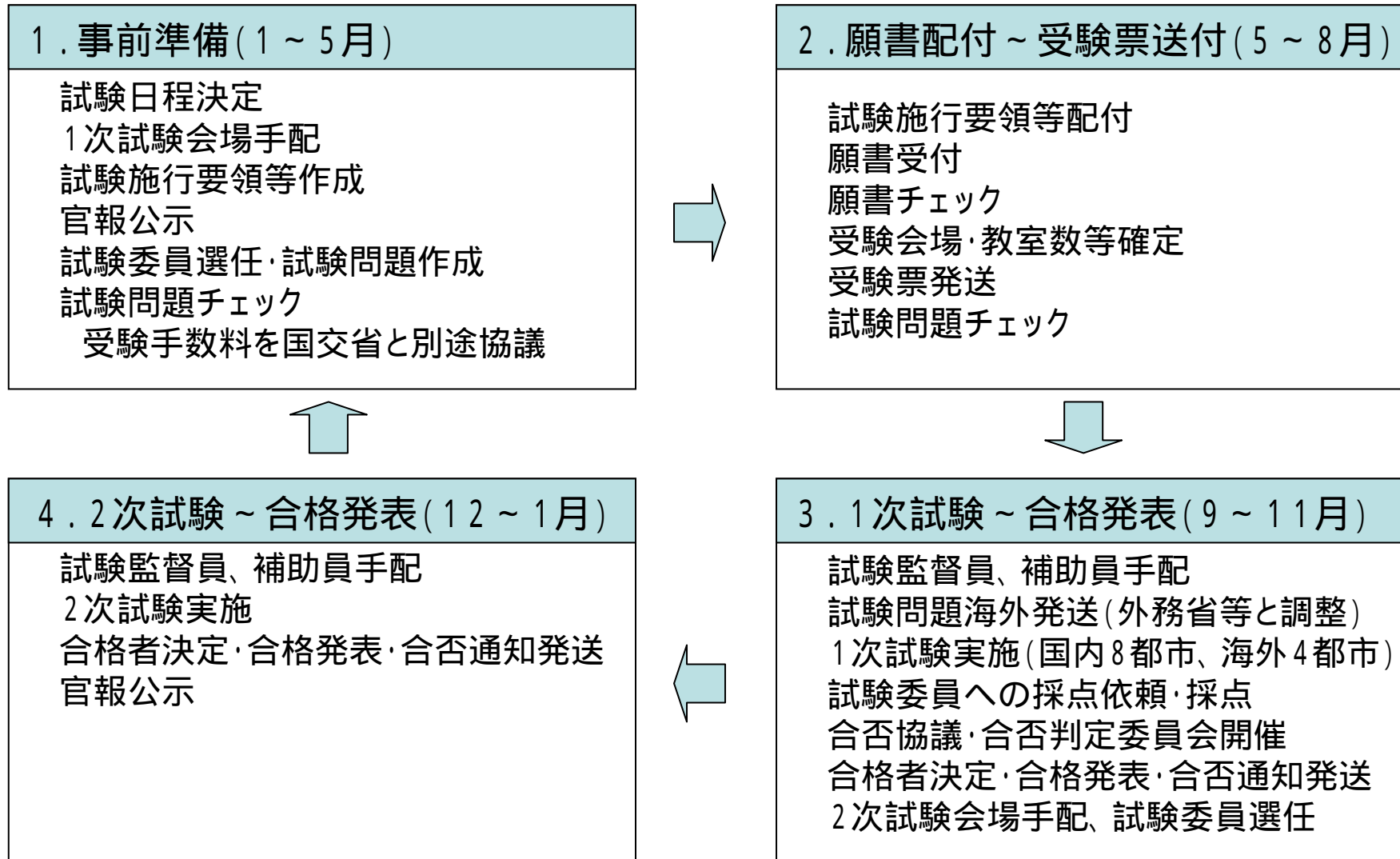
通訳案内士  
登録者数  
: 10,958人  
(累積延人数、  
平成19年4月  
1日現在)

参考(通訳案内士登録者言語別内訳)

言語	登録者の全言語に占める人数・割合
英語	7,490人 (68.4%)
中国語	1,164人 (10.6%)
韓国語	512人 (4.7%)
スペイン語	506人 (4.6%)
フランス語	491人 (4.5%)

言語	登録者の全言語に占める人数・割合
ドイツ語	427人 (3.9%)
ロシア語	193人 (1.8%)
イタリア語	104人 (0.9%)
ポルトガル語	69人 (0.6%)
タイ語	2人 (0.0%)

# 通訳案内士制度の実施体制(試験事務の流れ)





## . 通訳案内士試験事務の見直しについて(1)

該当類型	特定事業執行型(試験・教育・研修・指導)
事務・事業名	通訳案内士試験の実施に関する事務
事務・事業の概要	国土交通大臣の行う国家試験である通訳案内士試験について、その実施に関する事務を国際観光振興機構が代行する。
民間主体による実施状況	同種の事業を行う民間主体はない。
廃止すると生じる問題の内容、程度、国民生活への影響  事務・事業が真に不可欠かどうかの評価	観光立国推進基本法(17条)及び観光立国推進基本計画にも位置づけられているとおり、通訳案内士のサービスの向上は外国人観光旅客の来訪促進のための主要な施策の一つである。 そのために、通訳ガイドについて、国家試験による資格制度を設け、通訳ガイドの質の確保を図っているところである。 仮に通訳案内士試験を廃止した場合、外国人観光旅客の受入体制に不備が生じることとなり、観光立国の実現に対して著しい悪影響を生じる。
事務・事業の位置づけ (主要な事務・事業との関連)	観光立国推進基本計画において、中核を担う政府観光局と位置づけられたJNTOが行う外国人観光旅客の来訪促進のための事務・事業と「通訳案内サービスの向上」を図るために行う通訳案内士試験事務は密接に関係している。
事業開始からの継続年数	昭和60年度より実施(23年目)
これまでの見直し内容	筆記試験の試験監督員の補助業務等についての一部外注化など、これまでに事務・事業の効率化及び重点化を実施してきたところ。

## . 通訳案内士試験事務の見直しについて(2)

国の重点施策との整合性	観光立国推進基本法(17条)及び観光立国推進基本計画にも位置づけられているとおり、通訳案内士のサービスの向上は外国人観光旅客の来訪促進のための主要な施策の一つである。 そのために、通訳ガイドについて、国家試験による資格制度を設け、通訳ガイドの質の確保を図っているところである。
受益と負担との関係	試験実施費用を勘案して受験料を設定し徴収している。
財政支出への依存度	試験実施事務は基本的に受験料収入により運営している。
諸外国における公的主体による実施状況	諸外国においても、通訳ガイドに係る試験制度があり、例えばイタリアや韓国では、政府機関等公的主体で試験事務を実施している。
事務・事業の見直し案 民営化しない理由 他の法人に移管しない理由・一体的実施を行わない理由	ガイドに必要な資質(全国いかなる場所においても適切に通訳ガイドサービスが提供できる知識・能力)の有無を判定するためには、全国レベルでの外国人旅行者のニーズ動向の把握や外国人旅行者の接遇に関する必要なノウハウを有している者が、試験問題の作成や合否判定等を行うことが適当であることから、国際観光振興機構が試験を代行する必要がある。 しかしながら、業務の一層の効率的な運営を図るため、試験事務の実施に支障をきたさない範囲を見極めつつ、現行の法制度の枠組みの中で更なる外注化等を進める。
官民競争入札等の入札種別	民間競争(可能なものから実施の検討)
入札実施予定時期	未定
事業開始予定時期	未定
契約期間	1日～数ヶ月